

JEGS は英版が正文である。JEGS 仮訳中の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限らない。

日本環境管理基準

2016年4月

国防省

日本環境管理基準

2016年4月



在日米軍司令部 発行
(仮訳：防衛省)

JBGS は英版が正文である。JBGS 仮訳中の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限らない。

2016 年 4 月

日本環境管理基準

C13. 第 13 章

自然資源及び絶滅危惧種

C13.1. 適用範囲

本章は、自然資源及び、米国またはしかるべき日本政府当局により絶滅の恐れがあると宣言された動植物種の適切な保護、拡充及び管理を保証するために必要な計画やプログラムに対する基準を定めるものである。

C13.2. 定義

C13.2.1. 悪影響 自然資源の質や重要な価値を減少させる変化。生物資源にとっては、悪影響とは、個体群の多様性、豊富さ、適応度が大幅に減少することを含む。

C13.2.2. 保全 計画的な管理、利用及び保護、現在及び将来世代のための継続的な利益、自然資源の開発、破壊及び／又は軽視の防止。

C13.2.3. 日本政府による保護種 種の存続が脅かされ、あるいはその可能性があり、関係する生息地の破壊や改悪のために特別に保護を必要とする全ての動植物種で、日本政府により登録または指定されたもの。

C13.2.4. 特定外来生物 日本への持ち込みにより、本来の生息域外に存在し、日本土着の生物との相違のために生態系、人間の安全、農業、森林管理及び／又は漁業に悪影響を及ぼすと認識されており、表 C13.T3「日本への持ち込みが禁止されている特定外来生物」に掲げられる生体（卵、種子及びそれらの組織を含む）。

C13.2.5. 管理計画 自然資源とその量、状態、保護と管理行動について記載された文書。

C13.2.6. 自然資源 美的、生態的、教育的、歴史的、娯乐的、科学的、またはその他の価値を持つ、自然によってもたらされる全ての生物と無生物。

C13.2.7. 自然資源管理 人間の需要と、土壌、水、森林、魚、野生生物、及び沿岸資源を支える生態系の能力とのバランスをとるために行う自然資源の研究、管理及び復元のために、科学、経済、及び政策を組み合わせる行動。

C13.2.8. 重要な陸地または水域 駐屯地の外側にある通常 500 エーカー以上の陸地または水域。破壊に対して脆弱な自然資源が含まれている場合は、それより小規模の地域も含む。

C13.2.9. 絶滅危惧種 表 C13.T1「日本の野生動植物における絶滅危惧種」及び表 C13.T2「日本の天然記念物」に掲げられたすべての動植物種。

C13.2.10. 未分類特定外来生物 日本土着の生物との相違のために、生態系に悪影響を及ぼす可能性があると疑われており、表 C13.T3「日本への持ち込み

JEGS は英版が正文である。JEGS 仮訳中の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限らない。

2016年4月

日本環境管理基準

が禁止されている特定外来生物」の「未分類」に掲げられる個々の外来種（卵及び種子を含む）。

C13.3. 基準

C13.3.1. 陸地及び水域を有する軍施設は、生息がわかっている絶滅危惧種及び日本政府による保護種とその生息地を保護し向上させるための合理的な措置をとるものとする。

C13.3.2. 軍施設は、表 C13.T1「日本の野生動植物における絶滅危惧種」及び表 C13.T2「日本の天然記念物」を保持または入手できる状態にするものとする。

C13.3.3. 重要な陸地または水域をもつ軍施設は、しかるべき日本政府当局との調整の後、自然資源管理計画を作成するものとする。

C13.3.4. 自然資源管理計画を有する軍施設は、しかるべき日本政府当局との調整の後、また財政その他の面で実行可能であれば、任務遂行能力を損なわないような方法で、以下のことを行うものとする：

C13.3.4.1. 絶滅危惧種及び日本政府による保護種の存在を判別するための調査を実施するか、あるいは日本政府が行う調査を支援する。

C13.3.4.2. 自然資源管理計画を実行する。

C13.3.5. 軍施設内において、従来存在が確認されていなかった絶滅危惧種及び日本政府による保護種が発見された場合は、米国大使に通知する。

C13.3.6. 軍施設は指定された用途での使用に適合し、自然の景観及び／又は支障がない場合は近接する日本政府の施設に調和するように、土地を維持しなければならない。

C13.3.7. 軍施設は、自然資源に関する職務を行う職員が、その専門分野（絶滅危惧種、日本政府による保護種、湿地、土壌の安定化など）に必要な専門知識を必ず有しているようにする。これは内部、外部委託、または他の機関との協議を通じて行うことができる。この職務を指揮する政府職員は、自然資源管理について訓練を受けなければならない。

C13.3.8. 軍施設は、その土地の固有の動植物の繁殖や生存に適する生息地の維持と保護に重点を置くものとする。日本国内における国防省の軍施設では、しかるべき日本政府当局の許可がなければ、表 C13.T3「日本への持ち込みが禁止されている特定外来生物」に掲げられた特定外来動植物種（たとえば、土着でない動植物）の飼育、栽培、保管、移植又はその他の所有をしてはならない。表 C13.T3「日本への持ち込みが禁止されている特定外来生物」に掲げられた未分類特定外来生物は、しかるべき日本政府当局の許可がなければ、日本へ輸入してはならない。国防省の軍施設において特定外来生物又は未分類特定外来生物が発見された場合は、軍施設司令官は直ちに国防省環境司令官に通知し、それらの種の拡大を防ぐための管理行動を実施するものとする。実施できる最大限の範囲において、軍施設司令官は、要請に応じて、日本国内における国防省の軍施設に存在する侵略的外来種を撲滅させるための日本政府の取り組みに協力するものとする。

JEGS は英版が正文である。JEGS 仮訳中の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限らない。

2016年4月

日本環境管理基準

表 C13.T1. 日本の野生動植物における絶滅危惧種

日本名	学名	英名
鳥類		
オオタカ	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	Goshawk, Japanese
ハハジマメグロ	<i>Apalopteron familiare hahasima</i>	Honeyeater, Bonin Islands
イヌワシ	<i>Aquila chrysaetos japonica</i>	Eagle, Japanese Golden
カタシロワシ	<i>Aquila heliaca</i>	Eagle, Eastern Imperial
シジュウカラガン	<i>Branta canadensis leucopareia</i>	Goose, Canada
ワシミミズク	<i>Bubo bubo</i>	Owl, Eurasian Eagle
オガサワラノスリ	<i>Buteo buteo toyoshimai</i>	Buzzard (Ogasawara Islands subspecies)
オガサワラカワラヒロ	<i>Carduelis sinica kittlitzii</i>	Greenfinch, Oriental
キンバト	<i>Chalcophaps indica yamashinai</i>	Dove, Emerald
コウノトリ	<i>Ciconia boyciana (=ciconia b.)</i>	Stork, Oriental White
アカガシラカラスバト	<i>Columba janthina nitens</i>	Pigeon, Japanese Wood
ヨナクニカラスバト	<i>Columba janthina stejnegeri</i>	Pigeon, Stejneger's Wood
オーストンオオアカゲラ	<i>Dendrocopos leucotos owstoni</i>	Woodpecker, White-Backed
アカヒゲ	<i>Erithacus komadori komadori</i>	Robin, Ryukyu
ホントウアカヒゲ	<i>Erithacus komadori namiyei</i>	Robin, Stejneger's Ryukyu
ウスアカヒゲ	<i>Erithacus komadori subrufus</i>	Robin, Yaeyama Ryukyu
シマハヤブサ	<i>Falco peregrinus fruitii</i>	Falcon, Volcano Islands Pergrine
ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>	Falcon, Pergrine
オオハヤブサ	<i>Falco peregrinus pealei</i>	Falcon, Peale's
ダンチョウ	<i>Grus japonensis</i>	Crane, Japanese Red-Crowned
ソデグロツル	<i>Grus leucogernaus</i>	Crane, Siberian
ナベヅル	<i>Grus monacha</i>	Crane, Hooded
オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	Eagle, White-Tailed Sea
オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i>	Eagle, Steller's Sea
シマフクロウ	<i>Ketupa blakistoni blakistoni</i>	Owl, Blakiston's Fish
ライチョウ	<i>Lagopus mutus japonicus</i>	Ptarmigan, Japanese Rock
エトピリカ	<i>Lunda cirrhata</i>	Puffin, Tufted
オオセッカ	<i>Megalurus pryeri pryeri</i>	Warbler, Japanese Marsh (Swamp)
コウライアイサ	<i>Mergus squamatus</i>	Merganser, Scaly-sided
トキ	<i>Nipponia nippon</i>	Ibis, Japanese Crested
コシャクシギ	<i>Numenius minitus</i>	Curlew, Little
シロハラチュウシャクシギ	<i>Numenius tenuirostris</i>	Curlew, Slender-Billed
ハワイシロハラミズナギドリ	<i>Pterodroma phaeopygia sandwichensis</i>	Petrel, Hawaiian Dark-rumped
チシマウガラス	<i>Phalacrocorax urile</i>	Cormorant, Red-Faced
アホウドリ	<i>Phoebastria (=Diomedea) albatrus</i>	Albatross, Short-Tailed (=Stellar's)
ミユビゲラ	<i>Picoides tridactylus inouyei</i>	Woodpecker, Inouye's Three-Toed
ヤイロチョウ	<i>Pitta brachyura nympha</i>	Pitta, Fairy
ヤンバルクイナ	<i>Galliralluse okinawae</i>	Rail, Okinawa
ノグチゲラ	<i>Sapheopipo noguchii</i>	Woodpecker, Pryer's
アマミヤマシギ	<i>Scolopax mira</i>	Woodcock, Amami
カンムリワシ	<i>Spilornis cheela perplexus</i>	Eagle, Crested Serpent
クマタカ	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i>	Eagle, Hodgson's Hawk



○ 日本環境管理基準（JEGS）に基づく北部訓練場に関する自然資源管理計画の作成、実行に当たっての米国との調整の有無、その日本側担当者、日時、内容等

（答）

- 日本環境管理基準（JEGS（ジェグス））は、在日米軍が、在日米軍施設・区域における環境管理を行うために作成する基準です。JEGS（ジェグス）第13章「自然資源及び絶滅危惧種」には、「重要な陸地又は水域を有する軍施設」は、「しかるべき日本政府当局との調整の後、自然資源管理計画を作成するものとする」と記述されています。
- 日本政府としては、米側に対し、在沖海兵隊が、2000年に、日本政府当局からの情報収集など日頃からの調整で得られた自然資源及び絶滅危惧種等に関する情報を踏まえ、北部訓練場を含む在沖海兵隊施設・区域の自然資源管理計画を作成したことを確認しています。
- 米側の情報によれば、在沖海兵隊は、那覇防衛施設局（当時）、やんばる野生生物保護センター（環境省）、沖縄森林管理署（林野庁）、等から様々な情報を収集し同計画を作成したとのことでした。
- 同計画の作成後も、米側は、日本側から得られた自然資源管理に関する情報も踏まえ、2009年及び2014年に同計画を更新したとのことでした。

- 具体的には、那覇防衛施設局（当時）とは、北部訓練場の過半の返還のためのヘリコプター着陸帯移設工事の計画内容等について、やんばる野生生物保護センター（環境省）とは、やんばる地域における外来生物（マングース）対策等について、また、沖縄森林管理署（林野庁）とは、一部返還後の北部訓練場の森林の環境保全について、情報交換が行われてきているものと承知しています。

- このような情報交換については、日本側と在沖米軍との間で、日頃の業務において調整する中で継続的に行われているものであり、その日時全てについて網羅的にお答えすることは困難です。

平成 28 年 10 月 6 日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

米国における軍事施設内の自然資源の保護について

1 関連法規等

<環境保護全般>

○1978 年大統領令 12088 「連邦行政機関による公害防止基準の順守」¹

全ての連邦行政機関に対して、米国の環境保護法制²に基づく基準を順守するよう義務付ける。ただし、国家安全保障上の利益に基づき大統領が環境保護基準の適用除外を決定することも可能である。

○1996 年国防省指示 4715.9 「環境計画・分析」³

国防省の活動計画や施設計画に環境への配慮を組み込むよう指示し、活動が環境に重大な影響を及ぼす可能性がある場合には 1969 年の国家環境政策法 (NEPA) 等に基づく環境アセスメントを行うことを規定する。ただし、米国内の環境に影響を及ぼさない活動は適用対象から除外されている。

<自然資源保護>

○1960 年サイクス法⁴

国防長官は、国有地に存在する軍事施設内の自然資源を保護するためのプログラムを実施する。各軍の長官は、個々の軍事施設について、米国魚類野生生物局及び州の魚類野生生物局と協力して統合自然資源管理計画 (Integrated natural resources management plan) を策定・実施する (この規定は 1979 年改正で挿入)。同計画には、魚類・野生生物、土地、森林の管理や湿地帯の保護などが含まれる。

○2011 年国防省指示 4715.03 「自然資源保護プログラム」⁵

サイクス法に基づく自然資源保護の指針や手続を規定する。長期的な生態系の保護を図るとするとともに、自然資源の保護は軍にとって現実的な訓練・試験環境を維持することにもつながるとする。

¹ Executive Order 12088, Federal Compliance with Pollution Control Standards, October 13, 1978.

² 大統領令 12088 は、環境保護法制の例として、有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act)、連邦水質汚染規制法 (Federal Water Pollution Control Act)、大気汚染防止法 (Clean Air Act)、騒音規制法 (Noise Control Act)、海洋保護・研究・保護区域法 (Marine Protection, Research, and Sanctuaries Act) などを列挙している。このほかにも、自然資源保護のための法制としては、国家環境政策法 (National Environmental Policy Act)、絶滅危惧種法 (Endangered Species Act)、渡り鳥保護条約法 (Migratory Bird Treaty Act)、海洋哺乳類保護法 (Marine Mammal Protection Act) などが存在する。

³ Department of Defense Instruction 4715.9, Environmental Planning and Analysis, May 3, 1996.

⁴ Act to Promote Effectual Planning, Development, Maintenance, and Coordination of Wildlife, Fish, and Game Conservation and Rehabilitation in Military Reservations (Sikes Act), September 15, 1960, 16 USC 670, et seq.

⁵ Department of Defense Instruction 4715.03, Natural Resources Conservation Program, March 18, 2011.

2 国防省の自然資源保護プログラム⁶

- 自然資源に関連する連邦法と関連大統領令を各軍が順守する際のガイダンスとして、国防省が自然資源保護プログラムを実施する。同プログラムは単一の文書ではなく、各種の声明や手続き文書により構成される（前述の国防省指示 4715.03 が、同プログラムの基本文書）。
- 2015 会計年度における自然資源保護プログラム関連の予算は、約 3 億ドル。
- 国防省の役割＝各軍による自然資源保護計画の実施（予算や法令順守を含む）の監督、自然資源保護に関する法規、政策、ガイダンス等の実施・策定、自然資源管理者の育成、他省庁・州政府機関・NGO 等との連携など。
- 国防省は、鳥類、両生類、爬虫類等を保護する各種団体によって構成されるパートナーシップ（協力枠組み）に参加している。

3 軍事施設内の自然資源の保護

<概要⁷>

- 500 エーカー（約 2 平方キロメートル）以上の大規模な軍事施設は米国内に約 420 か所あり、そのうち 339 か所に積極的な管理計画を必要とする自然資源が存在する。また、米国内の軍事施設には、約 400 の絶滅危惧種（絶滅危惧種法に基づき絶滅の危機にあると認定された種、及び、絶滅の危機に陥る可能性が高いと認定された種⁸）が生息している。
- 絶滅危惧種の種類が多い施設の上位 4 か所は、全てハワイ州に存在する。また、上位 10 か所は、ハワイ州（5 か所）、フロリダ州（3 か所）、カリフォルニア州（2 か所）に集中している。例えば、1 位のスコフィールド・バラックス陸軍基地には、57 の絶滅危惧種が生息している。
- 絶滅危惧種の保護について、国防省は魚類野生生物局及び海洋大気庁と協議し、民間団体等とも協力している。
- 各軍は、他の政府機関と同様に、絶滅危惧種保護のための支出額を魚類野生生物局に報告する義務を負う。同局は、各機関のデータを取りまとめ、毎年、議会に報告している。
- 国防省は、1991 会計年度から 2015 会計年度の 25 年間で、571 の絶滅危惧種を保護するため総額 12.2 億ドルを支出している。支出対象とされた絶滅危惧種の内訳は、多い順に、植物 233 種、哺乳類 86 種、鳥類 74 種、爬虫類 41 種、魚類 40 種、昆虫 25 種などである。

⁶ 以下の記述は、次の資料に基づく。Department of Defense, “DoD Natural Resources Program,” August 2016. <<http://www.denix.osd.mil/nr/programinformation/natural-resources-program-overview/nrfactsheets/dod-natural-resources-conservation-program/>>

⁷ 以下の記述は、次の資料に基づく。Department of Defense, “Threatened and Endangered Species on DoD Lands,” July 2016. <<http://www.denix.osd.mil/nr/programinformation/natural-resources-program-overview/nrfactsheets/threatened-and-endangered-species-on-dod-lands/>>

⁸ 絶滅危惧種法では、前者は「Endangered」、後者は「Threatened」に分類される。

<具体的取組の事例>

○カリフォルニア州のフォート・アーウィン陸軍基地やエドワーズ空軍基地では、サバクゴファーガメ (desert tortoise) の保護のため、兵士等への教育活動、立入禁止区域の設定、科学調査、繁殖支援 (産卵期のメスを安全な区域に移し無事に産卵するまで保護) などを実施している⁹。

<自然資源保護に関連する基地使用規則の規定の例>

○カリフォルニア州のキャンプ・ペンドルトン海兵隊基地の使用規則¹⁰

- ・海兵遠征部隊 (Marine Expeditionary Unit: MEU、約 2,200 人) 以上の規模の部隊が訓練を行う場合、または、環境関連のガイダンスと抵触する訓練を実施する場合には、環境管理部署 (Environmental Security: ES) の許可が必要とされる。
- ・3月1日から9月15日の間は、海岸部の湿地やラグーンへの立入りが禁止される。また、特に保護が必要とされる特定の海岸は、年間を通じて立入りが禁止される。
- ・絶滅危惧種の生息区域を特定し、立入りや特定の活動 (煙の発生や騒音を伴う活動など) を規制する。

4 環境面への配慮から米軍の活動が規制された事例 (自然資源保護以外を目的とする事例も含む)

(1) 自然資源保護のための規制

○フォート・ブラッグ陸軍基地 (カリフォルニア州) の事例¹¹

- ・1990年に魚類野生生物局が、基地内での訓練活動がホオジロシマアカゲラ (red-cockaded woodpecker) に有害な影響を及ぼしているとの文書を発出。その結果、訓練が大幅に規制され、射撃場の閉鎖や訓練場の移設も行われた。
- ・陸軍の訓練活動に対する制約があまりにも大きかったため、軍と魚類野生生物局は、ホオジロシマアカゲラを保護しつつ一定の訓練活動を維持する計画を協力して策定することを決定。
- ・ホオジロシマアカゲラの生息に適した区域と陸軍の訓練にとって重要な区域を特定し、ホオジロシマアカゲラの生息数を増やすための積極的な施策を行いつつ、一部の生息区域では訓練に対する規制を解除するガイドラインを1996年に策定。この取組は成功し、ホオジロシマアカゲラの生息数は増大した。

⁹ Department of Defense, "Department of Defense Natural Resources Success Stories," p.1.
<<http://www.denix.osd.mil/nr/programinformation/natural-resources-program-overview/nrfactsheets/dod-natural-resources-success-stories/>>

¹⁰ United States Marine Corps, Marine Corps Installations West-Marine Corps Base, Camp Pendleton, Range and Training Area Standing Operating Procedures, (MCIWEST-MCB CAMPENO 3500.1), pp.2-6 to 2-12.
<<http://www.pendleton.marines.mil/Portals/98/Docs/Operations/RangeOps/CAMPENO%203500.1.pdf>>

¹¹ Department of Defense (in collaboration with the Nature Conservancy), *Conserving Biodiversity on Military Lands: A Guide for Natural Resources Managers*, 2008 edition, pp.6-9.
<http://www.dodbiodiversity.org/Full_Publication_Conserving_Biodiversity_on_Military_Lands.pdf>

(2) 有形・無形文化遺産保護のための規制

○ハワイにおける MV-22 オスプレイの訓練の事例¹²

- ・米軍はハワイへのオスプレイ配備計画について、環境影響評価を実施。
- ・環境影響評価最終報告書を受け、海軍は、オスプレイの飛行により発生する下向きの強風がカラウパ空港（モロカイ島）の近くにある遺跡に及ぼす影響を考慮し、同空港におけるオスプレイの訓練計画を取り下げることを選定。
- ・また、海兵隊とハワイ州遺跡保存局及び歴史保存諮問委員会の合意文書は、オスプレイによるウポル空港（ハワイ島）の使用を、同空港の近傍にある国定歴史建造物及びカメハメハ 1 世生誕地への影響を考慮し、緊急時の着陸等のみに限定。

○ニューメキシコ州における低空飛行訓練の事例¹³

- ・2016年6月に、ニューメキシコ州の各基地代表とネイティブ・アメリカン 19 部族の代表が CV-22 オスプレイ等による低空飛行訓練の規制に関する合意文書に署名。
- ・宗教的儀式や葬儀など重要な行事を行う際に、部族側は、行事予定地域の上空での低空飛行訓練の一時中止を要請することが可能（要請はオンラインでも可）。軍は原則として要請に従う。軍側も部族側も、双方の要求を同時に満たす合意だと高く評価。
- ・これは、一定区域での一時的飛行停止を求める手続を正式に定めた初の事例であり、軍側は、他の地域にとってのモデルとなり得るとする。

(3) 騒音防止等のための規制

○アンダーセン空軍基地（グアム）の事例¹⁴

- ・グアムでは他地域に駐留する部隊による訓練も頻繁に行われている上、2011年11月からは在日米軍の訓練移設も受け入れるようになったことを踏まえ、2012年6月に、アンダーセン空軍基地の航空部隊司令官が、騒音低減のための訓練規制措置を発表。
- ・規制措置の内容は、基地外の区域の上空飛行を極小化するための手続をグアムの連邦航空局と策定すること、午後10時から午前6時までの間はグアム北東部での飛行及び住宅地上空の飛行を行わないこと、グアム島の上空ではアフターバー

¹² 「米軍がオスプレイ訓練計画を中止 ハワイ 2 空港、環境に影響」『琉球新報』2012.8.14; 「オスプレイ訓練 ハワイでは中止 環境への悪影響 米軍が考慮 2 空港」『しんぶん赤旗』2012.8.17; Department of the Navy, *Record of Decision for the U.S. Marine Corps Basing of MV-22 and H-1 Aircraft in Support of III Marine Expeditionary Force Elements in Hawaii*, August 6, 2012; *Programmatic Agreement among the United States Marine Corps, the Hawaii State Historic Preservation Office, and the Advisory Council On Historic Preservation for the Basing of MV-22 and H-1 Aircraft in Support of Iii Marine Expeditionary Force (MEF) Elements in Hawaii*, 11 July 2012.

¹³ Kirtland Air Force Base, “Agreement Protects Tribes, Training,” June 16, 2016 <<http://www.kirtland.af.mil/News/Article-Display/Article/817119/agreement-protects-tribes-training>>; “Agreement Allows Tribes to Seek Military Flight Restrictions,” *Associated Press*, June 2, 2016 <http://www.santafenewmexican.com/news/local_news/agreement-allows-tribes-to-see-military-flight-restrictions/article_d604c2d6-269e-5dbf-87ac-b76ba20f64ba.html>; “NM Tribes Can Now Ask For Military Flight Restrictions,” *Law360*, June 2, 2016. <<http://www.law360.com/articles/802957/nm-tribes-can-now-ask-for-military-flight-restrictions>>

¹⁴ “Andersen Works to Reduce Aircraft Noise,” *Pacific Daily News*, June 12, 2012.

ナーを使用しないようパイロットに指導すること（航空機の安全確保のための使用を除く）。

○エグリン空軍基地（フロリダ州）の事例¹⁵

- ・空軍は、エグリン空軍基地周辺の河川や森林地帯で訓練活動（低空飛行や特殊部隊の地上訓練）を行うことを2012年に提案。当該区域の土地を所有する州政府と軍は、年間使用量38.2万ドルを支払うことを条件に訓練実施に原則合意。
- ・2013年8月に、空軍は訓練実施計画を地元の説明したが、多くの住民は立入制限や騒音の増大を懸念し反対。このため、空軍は、訓練の規模や種類を縮小した提案を新たに決定。

担当：外交防衛課 福田 毅

¹⁵ “Amid Controversy, Air Force to Limit Training Operations in State Forests,” *Pulse*, December 7, 2015. <<http://pulsegulfcoast.com/2015/12/amid-controversy-air-force-announces-plans-to-limit-training-operations-in-state-forests>>

表6.2.2.1(6) 貴重な動物種の分類群毎の集計
(4地区：事業実施区域の調査地区)

分類群	N-1	N-4	G	H	合計
哺乳類	1	2	2	1	4
両生類	8	7	7	8	8
爬虫類	4	4	4	5	6
鳥類	16	13	16	14	18
昆虫類	23	26	26	16	33
魚類	4	3	6	3	6
底生動物	4	5	7	4	10
ワケ類	1	1	1	1	1
陸産貝類	3	6	5	7	10
土壌動物	0	0	1	1	1
カヤドカ類	0	0	0	0	0
動物合計	64	67	75	60	97

(注) 貴重な動物種とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)による国内希少野生動植物指定種、国、沖縄県及び国頭村、東村の天然記念物(特別天然記念物含む)、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-」(2000～2006年 環境庁/環境省)及び「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータおきなわ-」(2005年 沖縄県)での選定種を示します(環境省版及び沖縄県版レッドデータブックにおける「情報不足」及び「未決定種」は除く)。

ア ノグチゲラ

(ア) 生息状況調査

現地調査の結果、ノグチゲラは表6.2.3.1(6)に示すとおり、全地区において合計291回が確認されました。

表6.2.3.1(6) ノグチゲラの出現状況

季節/地区	N-1	N-2	N-3	N-4	N-5	N-6	G	H	I	J	K	E-1	E-2	E-3	E-4	合計
春季	11	4	7	4	3	6	38	1	0	1	5	17	12	3	18	130
夏季	5	7	3	3	2	2	11	1	3	1	9	6	3	4	6	66
秋季	3	6	1	4	9	3	2	0	1	0	0	10	3	3	3	48
冬季	4	2	3	7	4	6	1	0	1	0	1	10	1	1	6	47
合計	23	19	14	18	18	17	52	2	5	2	15	43	19	11	33	291

最も多く確認された地区はG地区の52回であり、最も少なかったのはH、J地区の2回でした。季節別では、繁殖期にあたる春季に130回と最も多く確認されました。

ウ ホントウアカヒゲ

(ア) 生息状況調査

ホントウアカヒゲは、全地区で合計746回が確認されました(表6.2.3.1(10))。確認された主な環境はイタジイ林でした。最も確認が多かった地区は、G地区の133回、次いでE-1地区の99回でした。これに対し、最も確認の少なかった地区は、J地区の21回でした。

また、E地区における生息確認地点(生体、鳴き声)は、E-1地区での確認数が99地点と最も多く、ヘリコプター着陸帯からの距離は、11~542m地点の範囲内で確認されており、最短距離での確認地点はE-1地区の11m地点でした。

表6.2.3.1(10) ホントウアカヒゲの出現状況

季節/地区	N-1	N-2	N-3	N-4	N-5	N-6	G	H	I	J	K	E-1	E-2	E-3	E-4	合計
春季	27	15	5	8	7	12	36	4	8	6	8	22	6	18	9	191
夏季	7	8	5	13	7	5	38	12	12	7	14	15	9	8	7	167
秋季	21	19	10	15	20	9	33	6	2	5	8	34	19	16	33	250
冬季	7	9	7	9	9	7	26	2	2	3	5	28	9	6	9	138
合計	62	51	27	45	43	33	133	24	24	21	35	99	43	48	58	746

現地調査の結果、リュウキュウヤマガメは全地区で合計406回が確認されました(表6.2.3.1(11))。確認された主な環境は、イタジイ林、オキナワウラジログシ林、混合林等でした。

表6.2.3.1(11) リュウキュウヤマガメの出現状況

季節/地区	N-1	N-2	N-3	N-4	N-5	N-6	G	H	I	J	K	E-1	E-2	E-3	E-4	合計
春季	16	10	1	1	13	0	110	5	4	3	2	0	1	1	0	167
夏季	29	4	0	7	36	2	41	10	3	6	3	11	3	16	4	175
秋季	6	2	0	0	6	1	11	2	6	5	0	3	2	5	1	50
冬季	1	2	0	0	0	2	1	0	2	1	1	1	1	2	0	14
合計	52	18	1	8	55	5	163	17	15	15	6	15	7	24	5	406

最も多く確認されたのはG地区の163回です。このうち平成17年度春季及び夏季調査において、成体が133回と多く確認されたのに加え、幼体も13回と多く確認されました。このように、G地区はリュウキュウヤマガメの成体だけでなく幼体の確認回数も多かったことから、リュウキュウヤマガメの生息

(4) 成体の季節的移動調査

a 生息状況

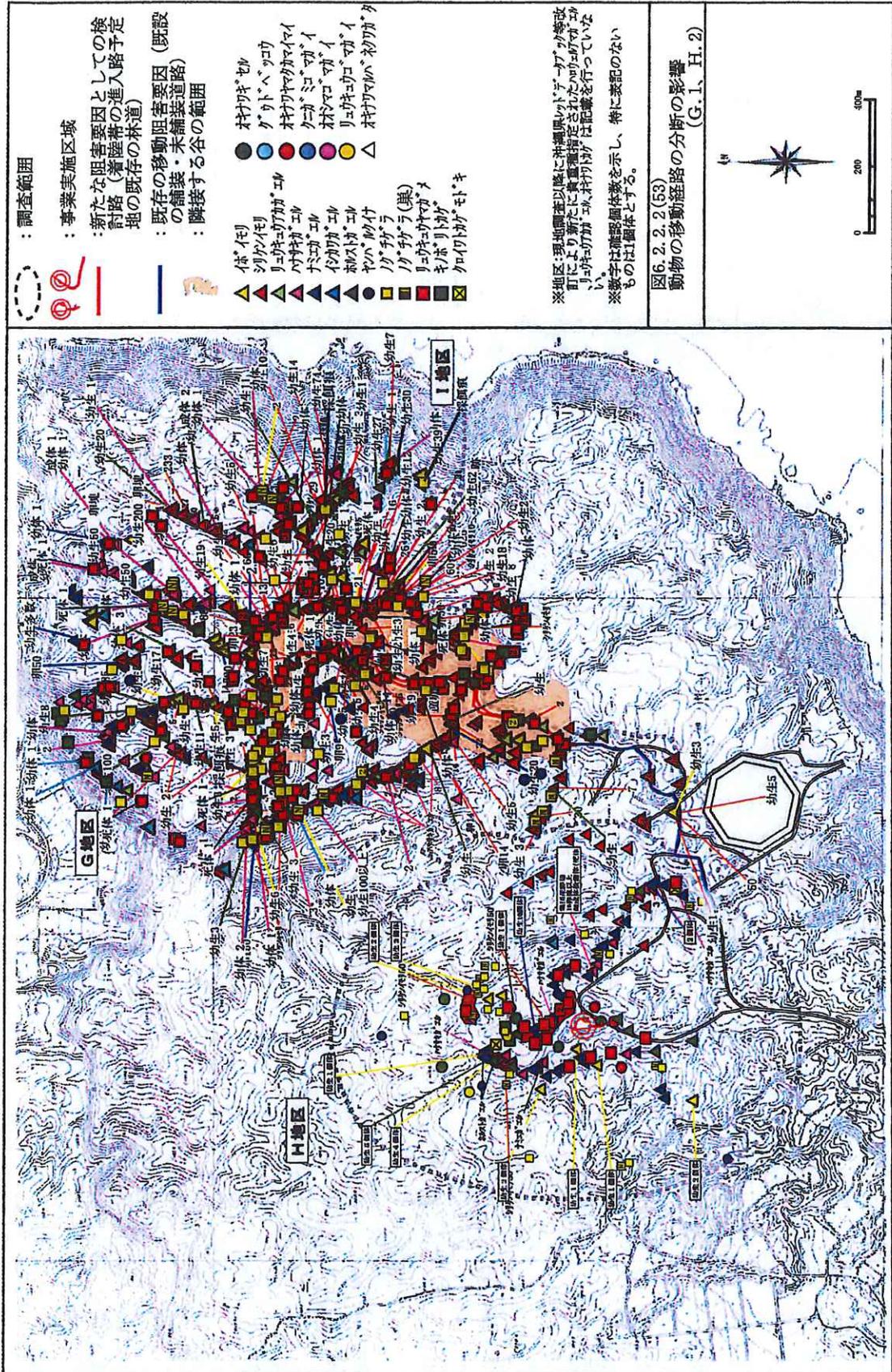
現地調査より、山地性カエル類4種は、表6.2.3.1(16)に示すとおり、全地区でイシカワガエルが123回、ハナサキガエルが1,521回、ホルストガエルが133回、ナミエガエルが384回の合計2,161回が確認されました。

表6.2.3.1(16) 山地性カエル類4種の出現状況

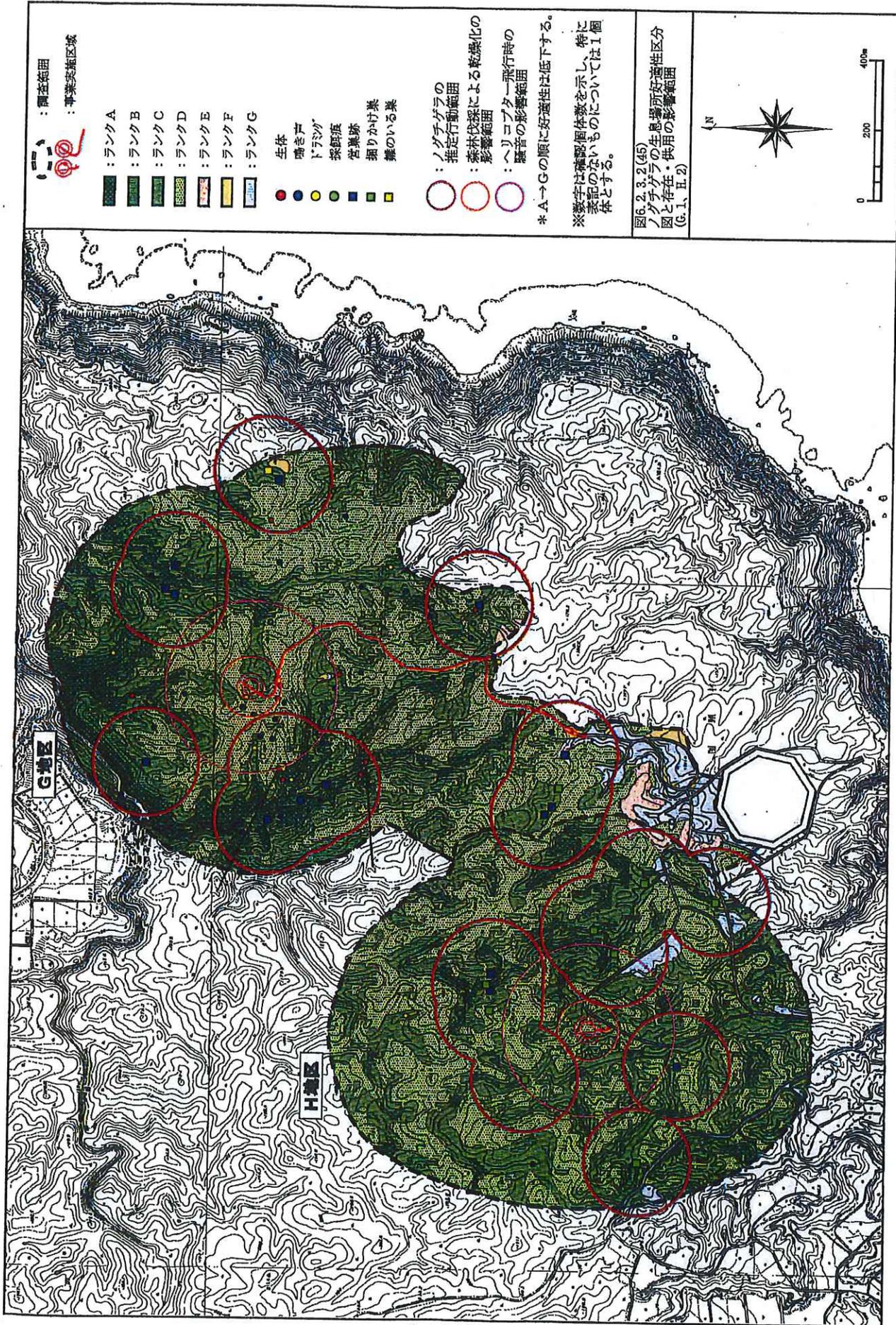
種名	N-1	N-2	N-3	N-4	N-5	N-6	G	H	I	J	K	E-1	E-2	E-3	E-4	合計
イシカワガエル	15	5	2	1	1	1	19	1	3	10	14	30	8	8	5	123
ハナサキガエル	285	40	63	22	50	116	237	23	56	15	73	286	41	64	150	1521
ホルストガエル	12	4	1	3	0	4	11	10	17	13	17	16	2	13	10	133
ナミエガエル	60	13	8	3	3	6	50	32	21	41	41	64	14	12	16	384
合計	372	62	74	29	54	127	317	66	97	79	145	396	65	97	181	2161

注：表中の数値は、山地性カエル類各4種の成体、幼体、鳴き声での確認数を示す。

G、H地区、特にG地区には多数の希少種が生息



G、H地区、ヘリコプターの影響範囲とノグチゲラの行動範囲



6-10-520

2.8.2.5 移設候補地の選定経緯

米軍調整前の選定結果であった9地区11ヶ所から、現地調査結果や既存の知見等に基づき作成した好適性区分図に基づき、自然度が豊かなN-5地区及び風衝植生が発達したI地区（図2.8.40、図2.8.43）及び米軍との調整により、N-2、N-3、N-6地区を除外し、図2.8.32に示す4地区6ヶ所を選定しました。

なお、環境影響評価に基づく大気質、騒音、振動、低周波音等について予測・評価を行った結果、着陸帯が周辺地域の集落に多大な影響を及ぼすおそれのない範囲内に配置されており、周辺地域の生活環境へ著しい影響を及ぼすことはないと評価しました。

候補地	選定理由
N-1	<u>米軍の運用上において、複数機によるヘリコプターの使用も含めた訓練の支援用として2ヶ所を移設候補地として選定しました。</u>
N-4	<u>米軍の運用上の要望もあり、既設着陸帯の区域であることから、環境への影響を少なくするため、地形の改変面積も極小化して設置することとし、既設ヘリコプター着陸帯内に着陸帯を2ヶ所整備することとしました。</u> <u>(3機の離発着訓練が可能になり、文言とは逆に、住民に著しい騒音影響)</u> なお、集落に最も近い地区であるが、既設着陸帯区域に設置されることや当該事業の実施により訓練形態等に変更はないものと理解していることから、 <u>現状に比べ周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと判断しました。</u> (既に運用されたN4の影響で高江住民に多大な被害)
G	<u>米軍から運用上、特に新規提供された水域における訓練も含め訓練及び兵士の救助を支援する目的で必ず必要との強い要望があり、日本側は専門家の現地踏査による意見等を踏まえ、より自然環境に与える影響が少なくなるよう米軍と調整し、当初米軍要望の着陸帯2ヶ所を1ヶ所の着陸帯とし着陸帯の造成規模を縮小するとともに、進入路を既存の林道を利用しつつ未舗装あるいは砂利舗装等、環境影響を最小限に止める構造とすることとし、1ヶ所を移設候補地として選定しました。</u>
H	<u>米軍の運用上の要望もあり、他の移設候補地と比べて環境影響が小さいことから、1ヶ所を移設候補地として選定しました。</u>

2-110

「2007年那覇防衛局アセス」のヘリパッド選定理由

もっぱら、米軍運用が選定理由だ。

平成26年度

東村立山と水の生活博物館

紀要(第3号 開館10周年記念)

かみふくろ



イジュの花

発行:東村立山と水の生活博物館

参議院 外交防衛委員会 平成28年10月20日 沖縄の風 伊波洋一
出典:伊波洋一事務所作成資料

あいさつ

東村教育長 比嘉一之

当館「東村立山と水の生活博物館」は平成16年2月に開館し平成26年2月に10年という節目を迎えることができました。これまでたくさんの先生方や地域の皆様のご協力に支えられ当館の体験活動、講座、企画展などを催す事ができました。10周年日には沖縄県の鳥、東村の村鳥で国の特別天然記念物でもあるノグチゲラが連続的に学校の窓に衝突死をするという悲しい事故が起こってしまいました。東村ノグチゲラ保護監視員の中村保氏とともに野鳥衝突防止シートを貼るなどの対策をしましたが、これからもこのような事態が起こらないように各機関と協力して調査を進めていければと思っております。

しかし良い報告もあります。この紀要3号の報告として記されている東村内の貝塚調査の追跡を行い有銘出土石器の寄贈をしていただくことになりました。これからますます文化財保護活動に力を入れ当館の資料収集・研究も充実していくのではないかと期待しております。

この度は紀要3号（10周年記念号）が平成22年度紀要2号から期間が空いてしまった事を反省し、皆様のためになるような調査報告が継続的に発刊できるように努力する所存です。これからの当館の活動に叱咤激励・ご協力等お願い申し上げます。

そして最後になりましたが、東村貝塚資料提供や情報収集、アドバイス等でご指導ご協力をいただきましたグスク研究所主宰當眞嗣一氏と中村保氏、當山全伸氏、そして有銘出土石器の寄贈をしていただきました仲嶺造園土木の仲嶺眞宏氏に感謝申し上げます。

2. 東村(高江区)ノグチゲラ死亡個体報告

2013年12月から2014年10月にかけて計4体の国指定天然記念物であり沖縄県鳥、東村の鳥でもあるノグチゲラの死亡が確認された。いずれも東村立高江小中学校内と同校付近の民家での衝突死の可能性が高く、約40年近く東村のノグチゲラを調査してきた東村ノグチゲラ保護監視員の中村氏によると「今までこのように連続で死ぬということは無かった。」と話している。

この4個体目の死亡を踏まえ保護監視員の中村氏とともに周辺の聞き取りや今できることとして、事故現場である高江小中学校校長の了解と協力を得て校舎全ての窓にB4サイズの野鳥衝突防止シートを貼らせていただいた。2013年に衝突した学校付近の民家にも了解を得て貼らせていただいた。

今後はこのような悲惨な事態が起こらないよう環境省や沖縄県の協力を仰いで原因を探っていくことも課題となった。

ノグチゲラ1体目

1. 滅失の年月日

平成25年12月3日に滅失を確認した

2. 滅失の状況及びその後の処置

当該個体は、東村立高江小中学校より高江校の生徒が近くの民家から引き取った死体を学校へ持ってきたとの連絡が東村立山と水の生活博物館へ入る。死体の引取と状況の確認のため個体があった高江区の民家へ伺う。同日午前8時頃ガラス窓の下に落ちていたところを家主が発見し登校する生徒に引き渡した。状況からみると、玄関近くの掃き出しのガラス窓に衝突し死亡したと思われる。クチバシと首のあたりに血が付いていたが他に傷は無かった。死体は東村立山と水の生活博物館バックヤード内にて冷凍保存を行っており、剥製資料として展示予定。

3. その他

個体の性別 メス

個体のサイズ

全長 28.6 cm ~~29.8~~

全翼開長 47 cm



図1. ノグチゲラ全体写真



図2. ノグチゲラ頭部写真

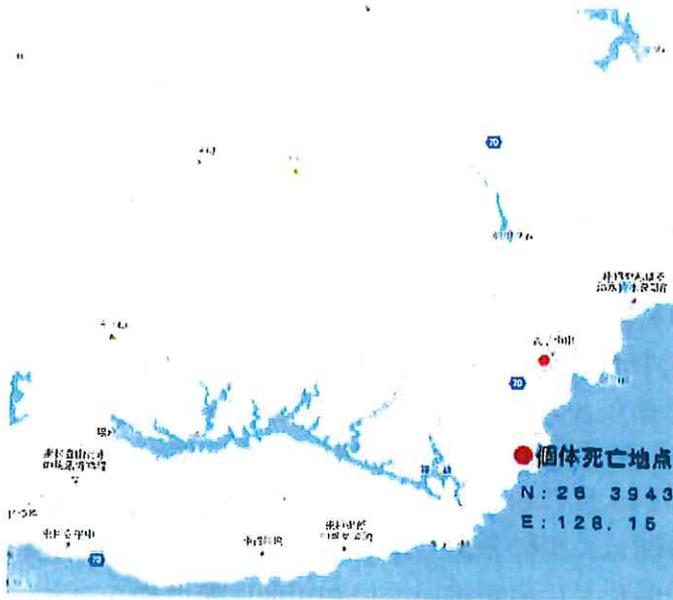


図3. 滅失個体の死亡地点

ノグチゲラ 2 体目

1. 滅失の年月日

平成 26 年 8 月 5 日に死亡の連絡があったが滅失を確認したのは 8 月 14 日

2. 滅失の状況及びその後の処置

当該個体は、東村立高江小中学校の職員が落ちて死んでいるノグチゲラがいるとの連絡が東村立山と水の生活博物館へ入る。当日は確認ができなく高江校にて冷凍保存されていた。後日 14 日に別の死亡個体とともに東村立山と水の生活博物館に持ち込まれた。発見した職員の話によると校舎の入り口にある階段の窓に衝突し死亡したと思われる。足輪はしておらず胸から腹部にかけての損傷があり、毛が一部なくなっていた。クチバシの先が上下欠損していた。死体は東村立山と水の生活博物館バックヤード内にて冷凍保存を行っており、剥製資料として展示予定。

3. その他

個体の性別 オス

個体のサイズ

全長 31 センチ

全翼開長 50.2 センチ



ノグチゲラ 3 体目

1. 滅失の年月日

平成 26 年 8 月 14 日滅失を確認した

2. 滅失の状況及びその後の処置

当該個体は平成 26 年 8 月 14 日に高江小中学校の職員により東村立山と水の生活博物館に持ち込まれた。12 日の午後 5 時に死体はなかったのでその時間以降から 13 日の午前中にかけて音楽室の窓に衝突した可能性が高い。下くちばしが欠けていることと口からの出血があったが他に損傷は見られなかった。足輪はされていない。死亡個体は東村博物館の冷凍庫に保管しており今後剥製展示に利用する予定。

3. その他

個体の性別 オス

個体のサイズ

全長 約 30 センチ

30.8 羽長 50 cm.



図 1. ノグチゲラ全体写真



図 2. くちばし損傷

ノグチゲラ 4 体目

1. 滅失の年月日

平成 26 年 10 月 28 日滅失を確認した

2. 滅失の状況及びその後の処置

当該個体は平成 26 年 10 月 28 日に午後 1 時過ぎに高江小中学校職員から東村ノグチゲラ保護監視員に連絡が入り確認した。死亡個体は高江校美術室の窓の下に落ちていたため窓に衝突した可能性が高いと思われる。

足輪は無かった。口からの出血があったが他に損傷は見られなかった。死亡個体は東村博物館の冷凍庫に保管しており今後剥製展示に利用する予定。

3. その他

個体の性別 オス

個体のサイズ

全長 30.5 センチ

翼開長 49 センチ



図 1. ノグチゲラ全体写真



図 2. 口からの出血



図3. 2014年の3個体滅失の死亡地点

2015年11月7日高江小にて救護されたノグチゲラについて

平成28年9月30日
やんばる自然保護官事務所

死亡日

平成27年11月9日

発見状況

平成27年11月7日8時45分頃、東村高江の高江小中学校職員が、体育館前でノグチゲラが生きた状態で地面に落ちているのを発見し、保護した。保護後は東村の博物館に個体を搬送し、やんばる野生生物保護センターのスタッフがこれを受け取り名護のヤンバル動物診療所まで搬送したが、翌々日の11月9日の朝に死亡が確認された。救護時、個体の周囲にはカラスが居たとのこと。

死亡個体の状態と推測される死因

オスの成鳥。左頸部脱羽、頸部付け根に皮下気腫、左肩脱臼、腰部を中心に体幹背部全域に出血を伴う擦過傷が見られた。

発見時の状況および上記所見より、窓衝突で落下し、カラスによる襲撃を受けたと考えられる。死因は建造物等への衝突と考えられる。

死亡個体写真



